

## 高取町地域活動支援センター通所事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第4号に規定する事業（以下「地域活動支援センター通所事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (事業内容)

第2条 町長は、地域活動支援センター通所事業として、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）につき、第4条に規定する実施施設に通わせ、法第77条第1項第4号に規定する便宜（以下「福祉サービス」という。）を供与させるものとする。

### (利用対象者)

第3条 地域活動支援センター通所事業を利用できる者は、町内に居住する障害者等とする。

### (実施施設)

第4条 地域活動支援センター通所事業として、障害者等を通わせ、福祉サービスを供与させる施設は、法第5条第21項に規定する地域活動支援センターで、町長が指定する施設（以下「実施施設」という。）とする。

### (利用の手続)

第5条 地域活動支援センター通所事業を利用しようとする障害者等（以下「申請者」という。）は、高取町地域活動支援センター通所事業利用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、地域活動支援センター通所事業の利用の適否を審査し、高取町地域活動支援センター通所事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

### (費用負担)

第6条 地域活動支援センター通所事業の利用に係る費用は、無料とする。

### (利用の廃止)

第7条 第5条第2項の規定により利用の決定を受けた障害者等（以下「利用者」という。）は、地域活動支援センター通所事業を利用しなくなったときは、高取町地域活動支援センター通所事業利用廃止申請書（様式第3号）により、速やかに、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地域活動支援センター通所事業の利用を廃止するものとする。

(1) 第3条に規定する利用対象者に該当しなくなったとき。

(2) その他町長が地域活動支援センター通所事業を利用することが適当でないと認めるとき。

3 町長は、前項の規定により利用者に対して地域活動支援センター通所事業の利用の廃止を決定したときは、高取町地域活動支援センター通所事業利用廃止決定通知書（様式第4号）により、利用者へ通知するものとする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から実施する。